

# 協議 3 号

長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 学校職員が通勤のために使用する駐車場に係る通勤手当の支給単位期間は、1 箇月とするものと定める（第 3 条関係）。 (2) 学校職員が通勤のために使用する駐車場は、次に定める要件のいずれにも該当する場合に限り、通勤手当の支給対象となるものと定める（第 4 条の 2 関係）。 ア 通勤のため常例として利用している駐車場であること。 イ 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場で、その乗継地の周辺にあるものであること。 (3) (2) の要件を満たす駐車場に係る 1 箇月当たりの通勤手当の額は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ当該アからエまでに定める額とするものと定める（第 7 条の 2 関係）。 ア 駐車料金が日を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその日数で除して得た額に、21 を乗じて得た額 イ 駐車料金が月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその月数で除して得た額 ウ 駐車料金が年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその年数で除して得た額を、12 で除して得た額 エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 学校職員の勤務時間、通勤の経路及び方法等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる 1 日当たりの駐車料金の額に、21 を乗じて得た額
3 施行期日	公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 6 月 7 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

## 長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成22年長野市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は新幹線鉄道等の」を「若しくは新幹線鉄道等又は駐車場の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 駐車場 1箇月

第4条の次に次の1条を加える。

（通勤手当を支給する駐車場）

第4条の2 条例第12条の4第1項第4号に規定する教育委員会が定める駐車場（第7条の2において「駐車場」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。

(1) 通勤のため常例として利用している駐車場であること。

(2) 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場で、その乗継地の周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）であること。

第7条の次に次の1条を加える。

（駐車料金に相当する額）

第7条の2 駐車場の利用に係る料金（以下この条において「駐車料金」という。）に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 駐車料金が日を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその日数で除して得た額に、21を乗じて得た額

(2) 駐車料金が月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその月数で除して得た額

(3) 駐車料金が年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその年数で除して得た額を、12で除して得た額

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合 学校職員の勤務時間、通勤の経路及び方法等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる1日当たりの駐車料金の額に、21を乗じて得た額

2 学校職員が2以上の駐車場を利用するものとして条例第12条の4第1項第4号に定める額の通勤手当を支給される場合の駐車料金に相当する額は、それぞれの駐車場ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

第12条第2項第1号中「同条第2項に掲げる」を「同条第3項に規定する」に、「条例第12条の4第1項第2号」を「同条第1項第2号」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 平成22年4月9日長野市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条・第2条 略 (支給単位期間)</p> <p>第3条 条例第12条の4第1項第1号に規定する支給単位期間(以下「支給単位期間」という。)とされる同号に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。) <u>若しくは新幹線鉄道等又は駐車場の</u>区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、条例第12条の4第3項の規定が適用される場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第6条第3項第3号の教育委員会の定める普通交通機関等 1箇月</p> <p><u>(3) 駐車場 1箇月</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(通勤手当を支給する駐車場)</u></p> <p><u>第4条の2 条例第12条の4第1項第4号に規定する教育委員会が定める駐</u></p>	<p>○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 平成22年4月9日長野市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条・第2条 略 (支給単位期間)</p> <p>第3条 条例第12条の4第1項第1号に規定する支給単位期間(以下「支給単位期間」という。)とされる同号に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。) <u>又は新幹線鉄道等の</u>区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、条例第12条の4第3項の規定が適用される場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第6条第3項第3号の教育委員会の定める普通交通機関等 1箇月</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>車場（第7条の2において「駐車場」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。</u></p> <p><u>（1） 通勤のため常例として利用している駐車場であること。</u></p> <p><u>（2） 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場で、その乗継地の周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）であること。</u></p>	
<p>第5条～第7条 略</p>	<p>第5条～第7条 略</p>
<p><u>（駐車料金に相当する額）</u></p>	
<p><u>第7条の2 駐車場の利用に係る料金（以下この条において「駐車料金」という。）に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p><u>（1） 駐車料金が日を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその日数で除して得た額に、21を乗じて得た額</u></p> <p><u>（2） 駐車料金が月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその月数で除して得た額</u></p> <p><u>（3） 駐車料金が年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその年数で除して得た額を、12で除して得た額</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げる場合以外の場合 学校職員の勤務時間、通勤の経路及び方法等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる1日当たりの駐車料金の額に、21を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 学校職員が2以上の駐車場を利用するものとして条例第12条の4第1項第4号に定める額の通勤手当を支給される場合の駐車料金に相当する額は、それぞれの駐車場ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第8条～第11条 略</p>	<p>第8条～第11条 略</p>
<p>（通勤手当の返納の事由及び額等）</p>	<p>（通勤手当の返納の事由及び額等）</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12条の7に規定する教育委員会 が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（条例第12条の4第1項第1号に掲 げる学校職員にあっては1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交 通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額）、同項第3号に掲げる学校職員に あっては1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計 額、<u>同条第3項に規定する</u>学校職員にあっては<u>同条第1項第2号</u>の規定 並びに第6条及び第9条に定める基準により算出したその者の支給単位 期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除 して得た額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が5万5,000 円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては 当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当 額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての 交通機関等）につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生 じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用さ れるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にし たものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第13条～第16条 略</p>	<p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12条の7に規定する教育委員会 が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（条例第12条の4第1項第1号に掲 げる学校職員にあっては1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交 通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額）、同項第3号に掲げる学校職員に あっては1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計 額、<u>同条第2項に掲げる</u>学校職員にあっては<u>条例第12条の4第1項第2 号</u>の規定並びに第6条及び第9条に定める基準により算出したその者の 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の 月数で除して得た額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が5 万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合 にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運 賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用す る全ての交通機関等）につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる 事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につ き、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月 の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」と いう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第13条～第16条 略</p>